

議案第183号

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 寄附の目的

平成27年11月5日付けで川崎市（以下「市」という。）と株式会社川崎フロンターレとの間で締結した「等々力第1サッカー場の整備に向けた覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、等々力第1サッカー場の整備を行うため

2 寄附の対象

(1) 寄附の対象は、覚書第1条に定める内容とし、概要は次のとおりとする。

名 称	仕 様	数 量
人工芝	ポリエチレン人工芝	約9,000㎡
照明施設	LED投光器	14基

(2) 寄附者は、整備のしゅん工後、速やかにこれを市に引き渡すものとする。

3 寄附者

川崎市高津区末長4丁目8番52号

株式会社川崎フロンターレ

代表取締役 藁科 義弘

4 寄附の条件

市は、次の覚書を遵守すること。

等々力第1サッカー場の整備に向けた覚書

等々力緑地内のサッカー場の一部（以下「等々力第1サッカー場」という。）の整備について、川崎市を甲とし株式会社川崎フロンターレを乙として次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、等々力第1サッカー場におけるグラウンドの人工芝及び照明施設の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（整備内容等）

第2条 設計等は、別添図書のとおりとする。ただし、設計等に著しい変更を要する場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

2 乙は、甲に対して負担付き寄附の申込みを行い、甲による川崎市議会の議決を得ることを条件として、施工するものとする。

3 前項に規定する施工に要する費用については、全額乙が負担するものとする。

（所有権の帰属及び保守管理）

第3条 しゅん工した後の人工芝及び照明施設については、甲の所有に属するものとし、その管理は甲が行うものとする。

2 前項の管理に要する費用については、全額甲が負担するものとする。

（利用調整）

第4条 甲は、しゅん工した後の利用時間の調整にあたっては、一定の割合について、乙が利用できるよう最大限に配慮するものとし、その細目については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

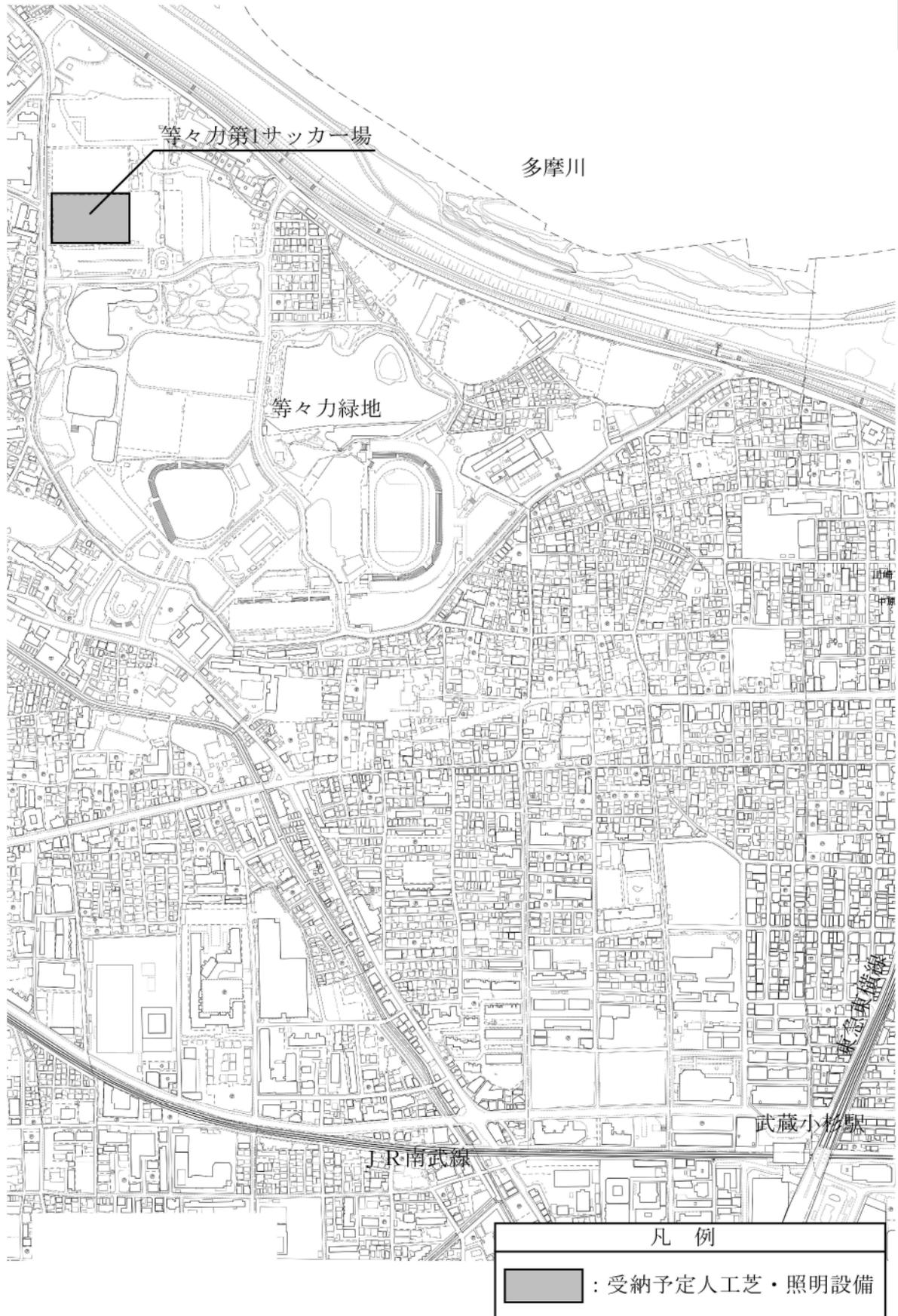
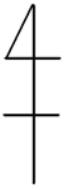
平成27年11月5日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

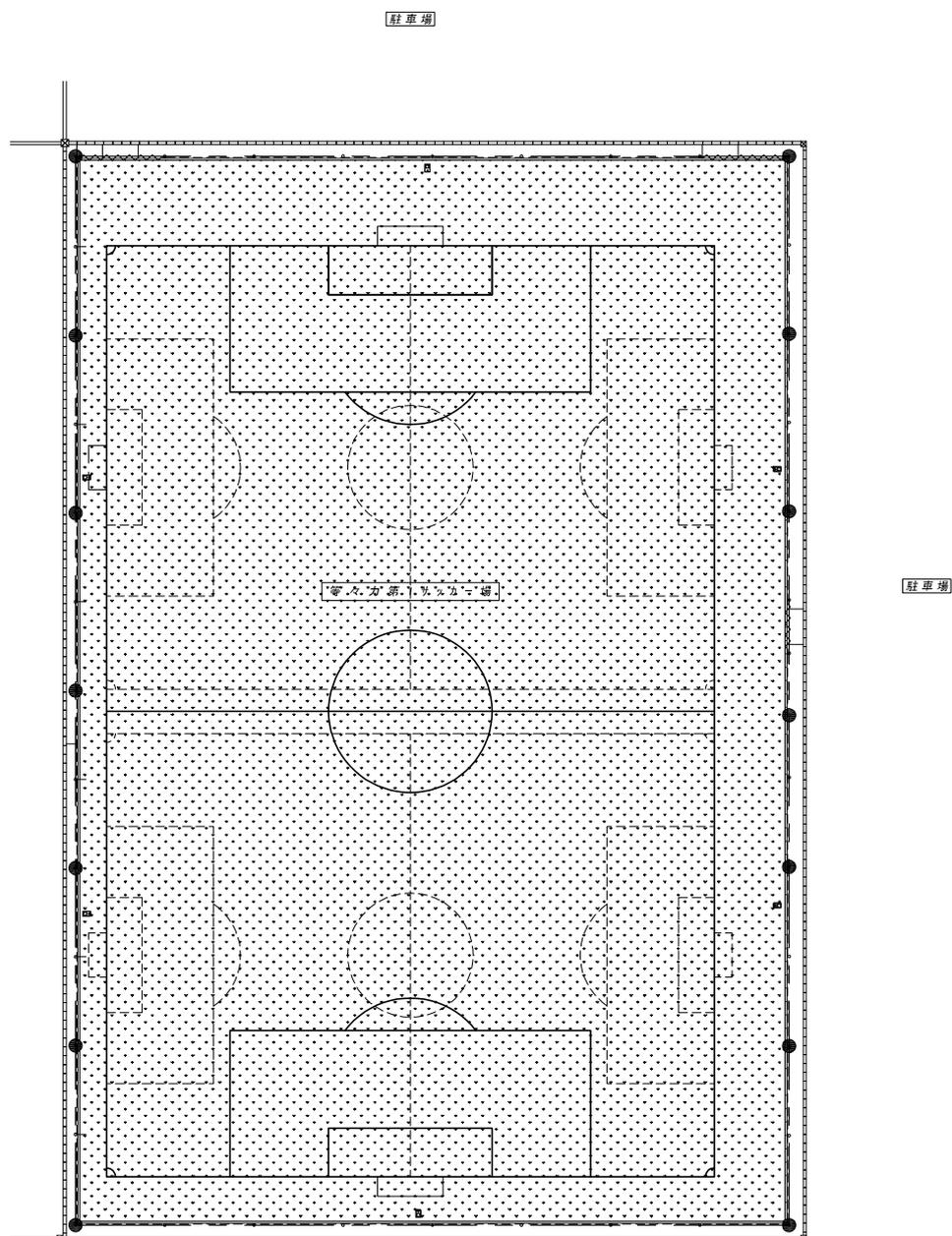
乙 川崎市高津区末長4丁目8番52号
株式会社川崎フロンターレ
代表取締役 藁科 義弘

参考資料

1 受納予定人工芝・照明設備位置図



2 受納予定人工芝・照明設備平面図



凡 例	
	受納予定人工芝
	受納予定照明設備